

別表六(二十三)

「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度

法人名

別表六(二十三)

平成二十九・四・一以後終了事業年度分

調整前増雇用者給与等算	雇用者給与等支給額	1	円	調整前税額控除限度額	12	円
				$(11) \times \frac{10}{100}$ ((6) ≤ (7) の場合は 0)		
	基準雇用者給与等支給額 (26)	2		税額控除加算基準額	13	
				(((1) - (5)) と (11) のうち少ない金額)		
	調整前雇用者給与等支給増加額 (1) - (2) (マイナスの場合は 0)	3		税額控除加算額	14	
				$(13) \times \frac{2}{100}$		
	増加促進割合 $\frac{(3)}{(2)}$	4		税額控除限度額	15	
				(12) 又は ((12) + (14)) ((1) < (5) の場合又は (9) < 0.02 若しくは (7) = 0 の場合は 0)		
	比較雇用者給与等支給額 (30)	5	円	税額控除加算額	16	
				$(13) \times \frac{12}{100}$ ((9) < 0.02 又は (7) = 0 の場合は 0)		
	平均給与等支給額 (36の①)	6		税額控除限度額	17	
				(12) 又は ((12) + (16)) ((1) < (5) の場合は 0)		
	比較平均給与等支給額 (36の②)	7		調整前法人税額	18	
				(別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)		
	平均給与等支給増加額 (6) - (7) (マイナスの場合は 0)	8		当期税額基準額	19	
				$(18) \times \frac{10}{100}$ 又は $\frac{20}{100}$		
	平均給与等支給増加割合 $\frac{(8)}{(7)}$	9		当期税額控除可能額	20	
				(((15) 又は (17)) と (19) のうち少ない金額)		
	雇用者給与等支給増加重複控除額 (別表六(二十三)付表「7」)	10	円	調整前法人税額超過構成額	21	
				(別表六(二十七)「7の④」)		
	雇用者給与等支給増加額 (3) - (10) (マイナスの場合は 0)	11		法人税額の特別控除額	22	
				(20) - (21)		

基準雇用者給与等支給額の計算			
基準事業年度又は基準連結事業年度等	国内雇用者に対する給与等の支給額	適用年度の月数 (23)の基準事業年度又は基準連結事業年度等の月数	基準雇用者給与等支給額 (24) × (25)
23	24	25	26
平 平	円		円

「22」欄

雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成29年旧措置法第42条の12の4第1項」※1又は「第42条の12の5第1項」※2

② 「区分番号」欄：「00450」※1又は「00605」※2

③ 「適用額」欄：「22」欄の金額

※1 平成29年旧措置法第42条の12の4第1項(区分番号：「00450」)

平成29年4月1日前に開始した事業年度

※2 第42条の12の5第1項(区分番号：「00605」)

平成29年4月1日以後に開始した事業年度

雇用者給与等支給額	32		
同上のうち一般被保険者である継続者に係る金額			
同上のうち継続雇用制度対象者に係る金額	33		
継続雇用者給与等支給額 (32) - (33)	34		
月別支給対象者の合計数	35	人	人
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 $\frac{(34)}{(35)}$	36	円	円